

陳情書

2023年2月20日

千代田区議会議長 桜井 ただし様

環境まちづくり特別委員会委員長 小林 たかや様

公聴会に関する陳情



陳情者： 千代田区民の声を届ける会

代表 堀 義人

陳情者住所： [REDACTED]

都市計画決定手続における住民参加の機会を更に拡大していく観点から、二番町地区計画の変更等の日本テレビ通りの都市計画案（以下、「本件都市計画案」といいます。）に関して公聴会が開催されたことを心より御礼申し上げます。公聴会では、区の素案に関して、賛成・反対のそれぞれの立場から意見が述べられました。しかしながら、公聴会の公述人の選定及び公述方法には重大な問題があると考え、住民の意見が適正に反映されるようにご対応をお願いしたく、次のとおり、陳情します。

(1) 賛成意見を述べた公述人と区の利害関係等について

公聴会で賛成の意見を述べた公述人のうち、公述人6の方（公述人の番号は区のホームページ「公述意見およびこれに対する千代田区の見解」から引用。以下、同じ。）は区から助成金等

を受け取る二番町の町会長、公述人7の方は千代田区の外郭団体である公益財団法人まちみらい千代田の助成を受ける「番町っこ倶楽部」の代表者、公述人10の方は区から助成金等を受け取る五番町の町会長でした。これらの公述人はいずれも区と利害関係を有する人物です。また、公述人8の方は区の職員による代読でした。区の提案する素案に対して、公述内容を区が代読することは公正さを欠くものと思慮します。傍聴した区民は、区の代読では公述人の真意を確認する術がなく、代読された内容が公述人によって本当に書いたものか確かめることができません。このような公述人の選定は、公聴会の趣旨に反するものであり、賛成の公述意見として取り扱うことには重大な疑義があります。公聴会の公述内容として記録することは不適切と考えますので、公述内容を削除するとともに公述人を選定し直し、新たに公聴会を行ってください。

(2) 区の選定した各公述人と日テレとの利害関係について

本件都市計画案は、日本テレビ放送網株式会社（以下、「日テレ」といいます。）から二番町D地区地区計画の提案を受けて行われたものです。本都市計画案の内容も日テレの所有地のみをD地区として高さ制限を30メートル緩和するものです。したがって、本件都市計画案の提案に至る経緯と内容の両面で日テレが強く関与していることは明白です。そのため日テレ関係者及び日テレから資金援助や利益供与を受けている人物が公述人に選定され、賛成の立場から述べた意見を公述意見として取り扱うことは、公正な立場から住民の意見を反映するという公聴会の趣旨に反することになります。例えば、公述人9の方は、日テレの全面的な賛同を得てイベントを行ったとしていますが、利害関係の詳細は明らかにされていません。

公聴会の議事録は広く公開され、今後のまちづくりの資料となるものです。区は、公述人として選定された方々について、日テレとの利害関係の有無を明らかにして、利害関係がある場合にはその詳細を公開してください。

(3) 反対意見についても適正に取り扱うこと

公述意見及び公述申出意見の反対意見に対して、区は「ご意見として承ります」との見解を多数述べています。公聴会は「意見を反映させるために必要な措置」(都市計画法16条1項)として行われるので、反対意見であっても「ご意見」として受け止めたものをどのように区の素案に反映されるかが問われます。全ての反対意見を「ご意見として承ります」として拒否するのであれば、区の姿勢は同法16条1項に反するものと言わざるを得ません。区が、二番町地区内の権利者に送付した資料は反対意見が全く反映されていないものです。区は、同資料を撤回し、今後どのように当該意見を区の都市計画案の作成に反映するのか、そのプロセスを明らかにしてください。

(4) 地域で合意形成を図る場を設けることについて

公述意見及び公述申出意見に対する区の見解では、日本テレビ通り沿道まちづくり協議会に関して、「地域を代表する方々の意見を伺う場であり、個別の開発についての合意形成を図り、賛否をとって承認する場ではない」との認識を明らかにしています。本件都市計画案に関して、地域で合意形成を図る場がなかったことは極めて深刻な問題です。区は「これまで10年以上かけて地域の方と議論して参りました」としますが、日テレの90メートル案が

出たのは昨年であり、10年以上議論したものではありません。しかも合意形成を図る場ではありませんでした。公述意見及び公述申出意見の約半数が反対意見である状況の中で、地区計画変更を強行するのではなく、地域で合意形成を図るために、次のことを実現していただけますようお願いいたします。

- ① 区議会において、事業者である日テレを参考人として招致して、都市計画案及びその後の開発、地域貢献について直接意見を聴取してください。特に、公聴会での反対意見に対する事業者としての見解を質してください。
- ② 公聴会においては、運用指針に記載されているような都市計画の案を作成する区の担当者と、あるいは、公述人相互間において質疑・議論を行うことが全く行われませんでした。都市計画法17条の手続に入る前に、区の担当者や住民相互間において質疑・議論を行う機会を設けてください。
- ③ 日テレ通りに90メートルのビルが建つとどのようになるか、区議会議員のみなさまに現地調査を行っていただくようお願いいたします。また、都市計画審議会の委員の方々においても現地調査を行っていただくようお願いいたします。
- ④ 上記①から③を含めて、区の都市計画案に対して賛成、反対の立場を越えて合意形成を図る場を設けてください。

(5) 区による2月13日時点の都市計画審案の修正について

区は、ホームページにおいて、「【参考】2月13日時点の都市計画の案」として、「都市計画審議会でのご意見や公聴会でのご指摘等をふまえて、二番町地区地区計画の中にD地区を設

定することとしました。」として修正した案を掲載しました。

区がこのような修正を行ったのは、昨年12月8日の都市計画審議会で、委員から「地区計画というのは、つくるときはその区域全体が一体的な市街地として整備していく、いい環境としてそこなりの環境をつくっていく位置づけでつくられていますから、それを適当に、決まったところをはじき出していくのは、基本的にはおかしいのです。」「区域を分けるのは筋が悪い。」(同都市計画審議会議事録32ページ)と指摘されたことなどを受けてのことと推察されます。

しかし、区が「二番町地区地区計画の中にD地区を設定する」という修正を行ったことで、本質的な問題がより明白になりました。区の修正は、日テレが自社所有地であるD地区についてのみ都市計画法21条の2の提案制度(以下、「都市計画提案制度」といいます。)を使ったことと矛盾します。日テレは、D地区が二番町地区地区計画に含まれることを熟知していたのですから、都市計画提案制度を使うのであれば、二番町地区計画の地区内の権利者の3分の2以上の同意を得て、二番町の地区計画の変更を提案すべきでした。都市計画提案制度を使う時に自社所有地のD地区のみを対象として「区域を分けるのは筋が悪い」のです。「地区計画というのは、つくるときはその区域全体が一体的な市街地として整備していく、いい環境としてそこなりの環境をつくっていく位置づけでつくられていますから」、都市計画提案制度を使う場合にも、地区計画の区域内の自社所有地だけを切り出していくことは基本的におかしいのです。

日テレのコンプライアンス憲章では行動憲章の第一に「法令遵守」を掲げ、「自らの業務に関連する全ての法令、規則、社内規則の求めるところを確認し、理解し、遵守することは、私

たち一人ひとりの責任です」と規定しています。今回の日テレによる都市計画提案制度の使い方は、法令の求めるところを理解し、遵守していると言うことはできず、自社のコンプライアンス憲章に違反する行為であると思慮します。

また、日テレは、同憲章で、「地域社会とのコミュニケーション」を掲げ、「私たちは、社会を構成する企業市民として、地域社会とのコミュニケーションを積極的にはかります。地域社会の迷惑となるような行動は行いません」と規定しています。二番町地区計画が存在していることを熟知しているにもかかわらず、同地域内での合意形成の場を設けることなく、自社所有地だけを対象として都市計画提案制度を使い、実質的な二番町地区計画の変更を主導してきた行為は、地域社会とのコミュニケーションを拒絶するものであり、地域の分断を生むものであり、「地域社会の迷惑となるような行動」に他なりません。日テレは、都市計画提案制度による提案を撤回して、二番町地区計画の地区内の権利者の3分の2以上の同意を得て、提案し直すべきです。

区は、本来であれば、昨年日テレが都市計画提案制度による打診を受けた時点で、二番町地区計画の地区内の権利者の3分の2以上の同意を得て提案するように行政指導すべきでした。区がそれを怠り、都市計画提案制度による提案であることを理由に手続を拙速に進め、公聴会が終了した後に二番町地区計画全体の中にD地区を組み込む修正を行うことは、都市計画制度の趣旨に反するものです。区は、区の変更案を修正するのではなく、問題の本質に立ち返り、二番町地区計画の変更案を直ちに撤回してください。

以上

別紙

<参考資料>

国土交通省『都市計画運用指針 第12版（令和4年4月1日一部改正）』

340ページより抜粋（下線強調は要望者）

公聴会・説明会の開催等については、住民の意見を十分汲み取ることができるようにすることが求められるものであり、作成しようとする都市計画の原案や関連する情報について具体的に提示するとともに、公聴会・説明会の開催日時、開催場所、事前の広報等に配慮すべきである。また、意見陳述を希望する者には物理的・時間的に対応が可能な範囲でできるだけ意見陳述を認めるとともに、公聴会の開催が形式的に流されることなく真に住民の意見を反映させる場として機能させる観点から、運営に特段の支障を及ぼさない限り、例えば、公述人において希望がある場合には、都市計画の案を作成する道府県又は市町村の担当者と、あるいは、公述人相互間において質疑・議論を行うこと等も考えられる。さらに、住民からの意見については、それがどのように都市計画の案に反映されたか等について都市計画審議会に報告することが望ましい。

公聴会・説明会の開催等の方法については、都道府県又は市町村においてその事情に応じ決定することとなるが、その際、上記について十分留意するとともに、できるだけ必要な事項をあらかじめ定め、公表しておくことが望ましい。

以上